

南島原市ニュース

令和3年9月9日

タイトル 南島原市議会定例会開会
市長が開会あいさつを行いました

令和3年第3回南島原市議会定例会が開会し、市長が開会あいさつを行いました。

開会あいさつの原稿を提供いたします。

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和3年第3回南島原市議会定例会市長開会あいさつ

おはようございます。本日ここに、令和3年第3回南島原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご健勝にて出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの市政の重要事項についてご報告を申し上げるとともに、当面する諸課題について所信を申し述べたいと存じます。

【8月11日からの大雨による災害について】

去る、8月11日からの大雨につきましては、深江町田中山において連続雨量1,027mmとなるなど、記録的な大雨となり、市内に大きな被害をもたらしました。

改めまして、被災された市民の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

市内の被害状況といたしましては、土砂流入などによる住宅被害2件、床上・床下浸水11件、市内3地区での断水253戸、農地災害80件、農業用施設災害35件、道路災害180件、河川災害70件、また、世界遺産である原城跡においては、本丸広場の陥没

を含む7箇所、日野江城跡においては、本丸の南側崖面を含む4箇所の土砂崩落、その他多数の被害が発生しております。

とりわけ、8月13日には、南有馬町夏吉地区において、幅60m、長さ125m、推定堆積量2万5千立方メートルの大規模な地すべりが発生いたしました。口之津町中尾、東、角屋自治会において、最大で100名もの皆さまに、避難所で生活をしていただくこととなりました。

8月20日に安全確認が取れ避難指示を解除し、8月22日には住民説明会を開催し、災害状況、今後の計画等の説明を行ったところです。

地区住民の皆さまが安心して生活できますよう、国や県の協力を得ながら、全力で復旧を進めてまいります。

【火災について】

次に、7月27日有家町大苑において、家屋9棟が全半焼などする火災が発生いたしました。この火事により被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

今回の火災では、家屋が密集する地域であり、また出火当時 強風に煽^{あお}られたことにより、住宅7棟、倉庫2棟合計9棟に延焼したものでございます。

火災による人的被害につきましては、南島原消防署及び南島原市消防団の懸命な消火活動により、けが人等もなく鎮火することができました。

これから年末にかけ、火災が起りやすい時期になりますので、消防署、消防団及び市が一体となり、火災予防に努めてまいります。

【新型コロナウイルス感染症について】

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染力が強いデルタ株による感染が猛威を振るっているところであり、長崎県におきましても、感染拡大に歯止めが利かない状態であることから、8月27日から長崎県にまん延防止等重点措置が適用され、長崎市、佐世保市が重点措置区域に指定されました。

まん延防止等重点措置の適用に伴い、県独自の緊急事態宣言期間が9月12日まで延長され、飲食店の営業時間短縮要請期間も併せて再延長となり、飲食店の皆さまには、更なるご負担をかけること

となりますが、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

本市におきましても、7月14日から昨日9月8日までに26名の感染が確認されたところでございます。

今後も感染拡大が懸念されることから、より一層の感染防止対策を取っていただくとともに、市民一丸となって感染防止に努めていく所存でございます。

また、本市職員4名の感染が確認されたことに関しまして、市民の皆さまには、ご不便とご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

改めて、職員に対しては、マスク着用、手指消毒、換気、登庁時の検温等、感染予防の徹底に努めるよう指示したところでございます。

【新型コロナウイルスワクチン接種について】

新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、南高医師会のご協力をいただき、対象年齢を12歳以上に拡大し、集団接種、個別接種ともに、順調に接種を行っております。

現在の接種者数は32,156人、接種率は79.7パーセントで、そのうち高齢者は16,069人、91.3パーセントであります。9月末には希望される市民の接種がおおむね終了する見込みでございます。

なお、8月21日から実施しております小中学生を対象とした接種にあたっては、事前に日本小児科学会や厚生労働省の資料を添付した説明文書を個別に発送し、接種会場では保健師・看護師により事前に説明を行い、小児科専門医のご協力等もいただきながら、希望する児童・生徒が安心して接種できる体制を設けて実施しており、これまでに、440人、約36パーセントの児童・生徒が接種しております。

【営業時間短縮協力金について】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、8月6日に長崎県全域に特別警戒警報が発令され、午後8時以降も営業を行っている飲食店などに対し、8月10日から8月23日までを第1期、続く8月24日から9月6日までを第2期、9月7日から9月12日までを第3期とした、営業時間短縮の要請を行っております。

営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店などに、営業時間短縮協力金を支給しています。現在、協力金の申請受付を行っております。

すので、対象となる店舗の皆さまには、申請漏れがないようお願い
します。

【低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給について】

次に、新型コロナウイルスの影響が長期化するなか、低所得の子
育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子
育てをしている世帯の経済的負担を軽減し支援するため、児童一人
当たり5万円を支給しております。

5月10日から、ひとり親世帯を対象に、8月13日からは、ひ
ひとり親世帯以外に支給対象を拡大し、「低所得の子育て世帯生活支
援特別給付金」の支給を開始しております。

現在までに、1,377名の児童に対し、支給しております。

【南島原市スマート農業シンポジウムについて】

次に、去る7月29日、南島原市スマート農業推進協議会主催に
よる「南島原市スマート農業シンポジウム」が布津町の世紀の泉で
開催されました。

これは、農業現場における環境モニタリング機器や農業用ドローンなど、情報技術やロボット技術を取り入れたスマート農業の普及促進を目的としており、当日はWeb参加を含め、市内農業者や島原農業高校の学生など約150人が参加されました。

基調講演やパネルディスカッション、アスパラ生産者の取組紹介などのほか、会場には企業による先端のスマート農業機材の展示もあり、未来に向けたスマート農業の普及促進について理解を深めたところでございます。

【南島原市学校給食センター供用開始について】

次に、新学校給食センターにつきましては、7月31日に、事業用地にご協力をいただいた方々をはじめ、近隣自治会、市議会、PTAなどの関係者をお招きして、コロナ禍により規模を縮小し、落成式を執り行いました。

また、小・中学校の夏休み期間中には、調理や配送などの準備を行い、8月20日のプレ給食を経て、9月1日から供用を開始いたしました。その後、現在まで順調に稼働しているところでございます。

これまで、新学校給食センターの供用開始に向けご協力をいただきました関係者の皆さまに感謝申し上げます。

これからも、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

では、これより、本定例 市議会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回、提案しました議案は、専決処分による承認案件が3件、条例関係の議案が3件、令和3年度一般会計補正予算ほか、補正予算関係議案が3件、決算の認定案件が6件、その他の議案が9件、合計24件でございます。

まず、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南島原市一般会計補正予算（第5号）」は、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県が令和3年8月6日付け県下全域に特別警戒警報を発令し、飲食店等に対し8月10日から8月23日までの間、営業時間の短縮要請を実施したことに伴う「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業」に必要な経費について、令和3年8月6日に専決処分を行ったものでございます。

補正予算の総額は、

7, 554万7千円の増でございます。

次に、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南島原市一般会計補正予算（第6号）」は、

長崎県が令和3年8月19日で県下の感染段階をステージ5に引き上げ、県下全域に県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店等に対する営業時間の短縮要請を9月6日まで延長したことに伴う「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業」に必要な経費について、令和3年8月20日に専決処分を行ったものでございます。

補正予算の総額は、

7,527万2千円の増でございます。

次に、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南島原市一般会計補正予算（第7号）」は、

8月11日からの大雨により市内各所で発生した災害に速やかに対応するため、土砂の除去や施設の営繕、測量設計等の経費について、また、8月27日から長崎市・佐世保市がまん延防止等重点措置の指定を受け、それに伴い県下全域の飲食店等に対する営業時間の短縮要請期間が9月12日まで延長したことに伴う「新型コ

「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業」に必要な経費について、令和3年8月26日に専決処分を行ったものでございます。

補正予算の総額は、

2億842万1千円の増でございます。

次に、条例関係でございますが、

議案第39号「南島原市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例について」は、

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第40号「南島原市税条例の一部を改正する条例について」は、

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、補正予算関係でございますが、一般会計を含む3会計の補正予算でございます。

一般会計補正予算（第8号）は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する、市独自の支援策の追加として、

- ・小中学校情報機器端末の整備に要する経費
- ・事業者支援に要する経費

を計上いたしております。

また、

- ・自転車歩行者専用道路整備事業に要する経費
- ・繰上償還に要する経費

などを計上いたしております。

補正予算の総額は、

一般会計 36億5,935万3千円の増

特別会計 14万9千円の増

企業会計 600万円 の増で、

これを現計予算に合算いたしますと、

一般会計 343億3,405万5千円

特別会計 87億2,848万6千円

企業会計 27億7,454万6千円

となります。

続きまして認定に関する議案でございますが、

一般会計と3特別会計の令和2年度決算につきまして、地方自治法の規定により、議会の認定に付すものでございます。

また、水道事業会計と下水道事業会計の令和2年度決算につきましては、地方公営企業法の規定により議会の認定に付すものでございます。

このほかの議案といたしましては、

- ・ 押印関係の見直しに伴う関係諸条例の改正
- ・ 南島原市過疎地域持続的発展計画について
- ・ 財産の取得について
- ・ 市道の路線変更について
- ・ 議会において指定されている専決処分した事項の報告
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和2年度南島原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告
- ・ 地方自治法の規定による 株式会社 ミナサポと株式会社 原城振興公社の経営状況の報告

・人権擁護委員候補者の推薦について

を提案いたしております。

以上、このたび提案いたしました案件の概要を申し上げます。

各議案につきましては、この後担当部長から説明をさせますので、
何とぞ、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。